

病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用 実態調査に係るフォローアップ調査について

I. 趣 旨

標記使用実態調査について、平成21年3月30日の公表以後の進捗状況について取りまとめたもの。

II. 報告の結果

1. 調査回答病院数

《前回》 7, 135病院 → 《今回》 7, 426病院

2. 調査回答病院数の状況

	《 前 回 》	《 今 回 》
調査回答病院数	7,135病院 (100.0%)	7,426病院 (100.0%)
のうち、		
① 吹付けアスベスト（石綿）等がある 場所を有する病院	1,468病院 (20.6%)	1,538病院 (20.7%)
② ①のうち、除去等の措置済み状態に ある場所を有する病院	735病院 (10.3%)	785病院 (10.6%)
③ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、 ばく露のおそれのない場所を有する病院	658病院 (9.2%)	700病院 (9.4%)
④ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、 ばく露のおそれのある場所を有する病院	75病院 (1.1%)	53病院 (0.7%)

⑤ ④のうち、日常利用する場所 を有する病院	7病院 (0.1%)	2病院 (0.0%)
うち 措置予定	7病院	2病院
未 定	0病院	0病院
⑥ ④のうち、日常利用する場所 以外の場所を有する病院	68病院 (1.0%)	51病院 (0.7%)
うち 措置予定	56病院	38病院
未 定	12病院	13病院

3. 分析調査中の病院数

《前回》 418病院 → 《今回》 121病院

※ 吹付けアスベスト（石綿）等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある場所を有する病院については、速やかに除去等法令に基づき適切な措置を講じるよう指導するとともに、措置を講じるまでの間は、立入禁止、管理上立ち入る際には防塵マスクの着用義務化等ばく露を回避するための措置の徹底を指導しました。

さらに、分析調査中の病院については、早期に調査が終了するよう引き続き指導しています。

病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査に係るフォローアップ調査

○ 20年9月公表

	全病院数	調査対象病院数	回答病院数	吹付けアスベスト(石綿)等がある場所を有しない病院数	吹付けアスベスト(石綿)等がある場所を有する病院数(①)	左記(①)のうち、措置済状態にある場所を有する病院数(②)	左記(①)のうち、措置済状態ではないもの		分析調査中の病院数
							損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない場所を有する病院数(③)	損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する病院数(④)	
病院	8,754	7,564 <100.0%>	6,328 (100.0%) <83.7%>	4,993 (78.9%) <66.0%>	1,335 (21.1%) <17.6%>	660 (10.4%) <8.7%>	566 (8.9%) <7.5%>	109 (1.7%) <1.4%>	1,071 <14.2%>

○ 21年3月公表

	全病院数	調査対象病院数	回答病院数	吹付けアスベスト(石綿)等がある場所を有しない病院数	吹付けアスベスト(石綿)等がある場所を有する病院数(①)	左記(①)のうち、措置済状態にある場所を有する病院数(②)	左記(①)のうち、措置済状態ではないもの		分析調査中の病院数
							損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない場所を有する病院数(③)	損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する病院数(④)	
病院	8,754	7,553 <100.0%>	7,135 (100.0%) <94.5%>	5,667 (79.4%) <75.0%>	1,468 (20.6%) <19.4%>	735 (10.3%) <9.7%>	658 (9.2%) <8.7%>	75 (1.1%) <1.0%>	418 <5.5%>

○ 今回

	全病院数	調査対象病院数	回答病院数	吹付けアスベスト(石綿)等がある場所を有しない病院数	吹付けアスベスト(石綿)等がある場所を有する病院数(①)	左記(①)のうち、措置済状態にある場所を有する病院数(②)	左記(①)のうち、措置済状態ではないもの		分析調査中の病院数
							損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない場所を有する病院数(③)	損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する病院数(④)	
病院	8,750	7,548 <100.0%>	7,426 (100.0%) <98.4%>	5,888 (79.3%) <78.0%>	1,538 (20.7%) <20.4%>	785 (10.6%) <10.4%>	700 (9.4%) <9.3%>	53 (0.7%) <0.7%>	121 <1.6%>

【注記事項】

- ※1. 各都道府県等からの報告について集計したもの。
- ※2. 「全病院数」とは、各都道府県が把握している病院並びに国立高度専門医療センター、国立ハンセン病療養所及び国立病院機構の病院の合計をいい、国立大学法人の病院は含まない数进行。
- ※3. 「調査対象病院数」とは、各都道府県等が把握している、平成8年度以前に竣工(改修工事を含む。)した病院数进行。
- ※4. 「回答病院数」とは、「調査対象病院数」のうち、吹付けアスベスト(石綿)等が使用されている有無について報告のあった病院数进行(分析調査中と回答があったものを除く。)。今回の調査における未回答病院数は1である。
- ※5. ①欄は、吹付けアスベスト(石綿)等が使用されている場所を有する病院数。
- ※6. ②欄は、①のうち、「除去」、「封じ込め状態」又は「囲い込み状態」等の措置を行った状態(以下「措置済状態」という。)にある場所を有する病院数。
- ※7. ③欄は、①のうち、「措置済状態」ではないが、吹付けアスベスト(石綿)等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない場所を有する病院数。
- ※8. ④欄は、①のうち、「措置済状態」ではなく、吹付けアスベスト(石綿)等の損傷、劣化等による粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する病院数(立入禁止等のばく露を回避するための措置を実施している場合を含む。)
- ※9. ばく露のおそれがある病院として挙げられるものの中には、患者が利用しない場所である病院も含まれている。
- ※10. (%)は回答病院数に対する率、< %>は調査対象病院数に対する率を計上。

3.3. 補助事業等の適正な執行について

補助事業等の執行に当たっては、大部分の補助事業者、間接補助事業者等においては、関係法令、実施要綱、交付要綱、交付決定の際に付された条件等に従って執行していただいているものと考えているが、例年、会計検査院等から、不適切な補助金の使用などについて指摘を受けているところである。

これまでも、会計検査院等からの指摘があったその都度、不適切な事例や補助金の適正な執行について、周知を図ってきたところであるが、改めて、会計検査院及び総務省から指摘のあった主な事例及び留意事項について以下に挙げた。

各都道府県においては、これらの点に留意し、補助金の審査体制を整えるとともに、過去の補助金の総点検や補助事業者等への現地調査を行うなど、補助事業等の適正な執行に努められたい。

また、この旨については、補助事業者、間接補助事業者等に対し、必ず周知されるようお願いする。

おって、本年度中にも都道府県における補助事業等の執行状況について、現地調査を実施する予定なので、ご了知願いたい。

(1) 都道府県等における留意事項

- 交付申請時における十分な審査
(適正な対象経費の計上、適正な費用算定方法、事業の利用見込又は過去の実績等を踏まえた実効性 等)
- 実績報告時における審査
(事業実施状況の確認、交付申請時に審査した事項の再確認 等)
- 定期的な監査等による点検
(補助事業者等における書類等の整備、事業目的にあった効率的な活用状況 等)
- 補助事業者等に対する指導
(補助事業者等として遵守すべき事項の周知 等)

(2) 過去に指摘のあった主な事例

- 救急医療情報センター運営事業
 - ・情報システムや専用端末の利用が低調
 - ・兼務者の人件費を按分せずに全額補助対象経費として計上
- 小児救急医療支援事業
 - ・診療日数の算定方法に誤り
- 第二次救急医療施設勤務医師研修事業
 - ・補助対象外の経費を補助対象経費として計上
 - ・県が実施主体であるにもかかわらず県職員に謝金を支払

- ・委託先の講師謝金単価が県よりも高額
- 救急救命士養成所初度設備整備事業
 - ・臨床実習用の救急車を購入しているが、その利用状況が低調
- 救命救急センター運営事業
 - ・ドクターカーの運転手の確保に係る経費の算定が不適切
 - ・補助対象経費の算出が過大（減価償却費の計上に当たり国庫補助を受けた財産に係る分を計上、給与費から控除すべき手当を控除しない等）
 - ・選定額の算出方法に誤り（基準額と差引事業費の多い方を選定）
 - ・補助対象経費の積算が過大（借入利息を計上等）
 - ・収入額に手術料、麻酔料等の診療収入を計上していない
- 小児救急地域医師研修事業
 - ・補助対象経費の支出を裏付ける証拠書類が残されていなかった
- 休日夜間急患センター設備整備事業
 - ・管理台帳を作成していない
- 医療施設近代化施設整備事業
 - ・事業の一部（電子カルテ等の整備）が未実施